

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年7月11日(月) 午前9時30分～午前10時15分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 12名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第24号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第25号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

別紙のとおり

議長 それでは、ただ今から平成28年度第4回農業委員会総会を開催します。

休会中の会長事務を報告します。

- ・6月29日(水) 青年就農計画認定審査会 (役場第2会議室)

以上で、休会中の会長事務報告を終わります。

会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。

署名委員は1番 高槻委員さんと、2番 池田委員さんをお願いします。

本日の議事につきましては議案第23号から議案第25号の3議案です。

議長 **議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件議題といたします。**

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読説明)

以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 事案番号23番、24番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

12番委員 23番と24番は譲渡人が同じ方です。譲渡人は、10年以上前に兵庫県に行かれて、家は空き家になっています。土地は近所の方に耕してもらっている状態でした。現在は、利用権設定で土地を23番の譲受人と24番の譲受人のお父さんに耕してもらっています。利用権設定されているこれらの土地を、今回贈与されます。今後も引き続き稲作をやっていかれる方々です。お二人とも、元気に耕作さえている方々ですので、問題ないと思います。

議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号23番、24番につきまして、他にご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので、事案番号23番、24番につきましては、許可と決定いたします。

議長 事案番号25番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

- 11番委員 25番は、以前は別の方が耕作されていたのですが、今回は譲受人が耕作されます。譲渡人がご高齢で労力不足の為の譲渡しです。問題ないと思います。
- 議長 地元委員さんから意見がありました。事案番号 25 番につきまして、他にご意見はございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がございませんので、事案番号 25 番につきましては、許可と決定いたします。
- 議長 事案番号 26 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
- 2番委員 譲渡人は、西川面に家がありますが、40年以上前から岡山の方に出ておられます。譲受人の自宅のすぐ東の畑でして、荒れても困るので面倒をみます、という事になりました。野菜を作られるそうです。問題ございませんので、よろしく願い致します。
- 議長 地元委員さんから意見がありました。事案番号 26 番につきまして、他にご意見はございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がございませんので、事案番号 26 番につきましては、許可と決定いたします。
- 議長 事案番号 27 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
- 1番委員 場所は、小学校から中央橋を渡って南に行った所です。譲受人は、よく耕作されておりますので、問題ないと思います。
- 議長 地元委員さんから意見がありました。事案番号 27 番につきまして、他にご意見はございませんか。
- (異議なし)

議長 異議がございませんので、事案番号 27 番につきましては、許可と決定いたします。

議長 **議案第 24 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、1 件議題**といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読説明)

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に矢掛高校と矢掛幼稚園の2つの教育施設があるため、第3種農地としております。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 事案番号 11 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

5番委員 場所は、高校のテニスコートの南側、道路を隔てた所です。
この案件につきましては本人から代理人の行政書士の方を通じまして、5月16日に事務局に申請が出されました。駐車場と8戸の長屋建住宅です。私が、10日後に近くを通りましたら、小堀をして用壁をする準備をされておりました。現地確認をして本人に問いましたら、あぜの修繕という回答でした。あぜの修繕には見えませんでしたので、どういう事か顛末書の提出を求めました。提出され、協議しました結果、明らかに事前着工ですと伝えたところ、本体工事から切り離して本人が直接するという事でしたので、申請を一旦取り下げてもらいました。再申請をして今日の11番の事案にあがっています。
近隣に田はありますが、それぞれ取水口と排水口は確保でき、進入路も確保できるようです。再申請で書類が整ったので、問題ないと思います。

議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 11 番につきまして、他にご意見はございませんか。

13番委員 この件は、申請の許可なしに事前着工となっていた件案です。それは、良くないのではないかと、という事で、工事と転用を分けて申請していただいた次第です。この様な件は、今後も出てくると思いますが、申請して許可がでて転用するという順序は、しっかり守ってもらう事が大切ではないかと考えます。
(異議なし)

議長 異議がございませんので、事案番号 11 番につきましては、許可と決定いたします。

議長 以上 1 件について、許可処分を行うことを議決します。

議長 議案第 25 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2 件議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読説明)

農地区分については、事案番号16番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。
事案番号17番は、上下水道管の埋設された道路の沿道の区域にあって、500m以内に川面小学校と川面幼稚園があるため、第3種農地としております。

議長 事務局の説明が終わりました。

議長 事案番号 16 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

11番委員 譲渡人は、福山の方に出られておりました管理ができないので、譲渡人の株内である譲受人に所有権移転されます。譲受人は、ひのきの植林をして管理されます。隣の工場には接しませんし、山側は譲受人の土地ですので植林しても、問題ないと思います。

議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 16 番につきまして、他にご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので、事案番号 16 番につきましては、許可と決定いたします

議長 事案番号 17 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。

2番委員 17番の譲受人は、役員5名ほどで太陽光の利用をしている会社です。

近隣の方の了解も得られています。北側は山、東と南は民家、西に荒れた畑がありますが、他の農地には影響はございません。

13番委員 民家との境はどうなっていますか。

事務局 用壁があります。

議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 17 番につきまして、他にご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので、事案番号 17 番につきましては、許可と決定いたします

議長 以上 2 件について、許可処分を行うことを議決します。

議長 報告事項について確認します。

農地法第18条の規定による合意解約通知について

地元委員さんの確認報告をお願いします。

12番委員 1番は議案第23号事案番号23番に伴う解約です。利用権を解約して所有権移転をします。

2番は、議案第23号事案番号24番に伴う解約です。所有権移転は娘さんの方にされます。共に、問題ありません。

2番委員 3番と4番は、借受人のお父さんが亡くなられ、借受人は会社勤めがあるので耕作できないという事で、解約されます。後、耕作される方が、それぞれ決まっておりますので、問題ないです。

10番委員 5番は、847.00㎡の内の19.00㎡を解約です。県から道路にするので譲って欲しいという申し込みがあったそうです。道路をつくる分だけの解約です。残りは、引き続き借受人が耕作されます。

議 長

利用目的の変更届について

地元委員さんの確認報告をお願いします。

3 番 委 員

今まで水稻をつけられないということで、畑で使用されていました。
この度、変更届けが提出されました。

議 長

以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。
これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。

10分間休憩の後、10時25分から協議会を開催いたします。